高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 25 号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)１．⑵㉔に基づく企画割引として下記のとおり実施するとともに、令和４年11月４日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和７年 12 月 26 日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

Ⅰ．料金公告１．⑵㉔に基づく企画割引に係る公告

１．企画割引「2026静岡ドライブプラン」

⑴　割引をする自動車

①　発着なし　横浜町田・沼津・箱根周遊
⑶イに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②イに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。なお、予め中日本高速道路株式会社（以下、「会社」とする。）と割引の適用に関する契約を締結した利用者が、当該契約に従って利用する場合に限る。以下同じ。）

②　首都圏発着　諏訪・焼津・島田金谷周遊
⑶イに定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①イに定める区間内のインターチェンジから⑷②ロに定める区間内のインターチェンジまでを１往復し、かつ⑷②ロに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

③　発着なし　横浜町田・焼津・島田金谷周遊
⑶イに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ハに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

④　名古屋・豊田発着　岡崎・島田金谷周遊
⑶イに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷①ロに定める区間内のインターチェンジから⑷②ニに定める区間内のインターチェンジまでを１往復し、かつ⑷②ニに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑤　発着なし　静岡全域周遊
⑶イに定める期間のうち連続する最大２日間以内に、⑷②ホに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑥　発着なし　静岡・御殿場周遊
⑶イに定める期間のうち連続する最大１日間以内に、⑷②ヘに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑦　発着なし　清水・掛川周遊
⑶イに定める期間のうち連続する最大１日間以内に、⑷②トに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑧　首都圏発着　愛知・静岡周遊
⑶イに定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①ハに定める区間内のインターチェンジから⑷②チに定める区間内のインターチェンジまでを１往復し、かつ⑷②チに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑨　静岡・富士発着　静岡西部・愛知・岐阜周遊
⑶イに定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①ニに定める区間内のインターチェンジから⑷②リに定める区間内のインターチェンジまでを１往復し、かつ⑷②リに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑩　中京圏発着　静岡・神奈川・東京周遊
⑶イに定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①ホに定める区間内のインターチェンジから⑷②ヌに定める区間内のインターチェンジまでを１往復し、かつ⑷②ヌに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑪　静岡・富士発着　神奈川・東京周遊
⑶イに定める期間のうち連続する最大３日間以内に、⑷①ヘに定める区間内のインターチェンジから⑷②ルに定める区間内のインターチェンジまでを１往復し、かつ⑷②ルに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑫　首都圏（東名）発着　秦野・湘南周遊
⑶イ．に定める期間のうち連続する最大１日間以内に、⑷①トに定める区間内のインターチェンジから⑷②ヲに定める区間内のインターチェンジまでを１往復し、かつ⑷②ヲに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑬　首都圏（中央道）発着　秦野・湘南周遊
⑶イ．に定める期間のうち連続する最大１日間以内に、⑷①チに定める区間内のインターチェンジから⑷②ワに定める区間内のインターチェンジまでを１往復し、かつ⑷②ワに定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）する軽自動車等及び普通車のうちＥＴＣ車。

⑵　割引を適用した後の料金の額

周遊プラン	軽自動車等	普通車
発着なし　横浜町田・沼津・箱根周遊	1,800円	2,300円
首都圏発着　諏訪・焼津・島田金谷周遊	4,300円	5,400円
発着なし　横浜町田・焼津・島田金谷周遊	3,800円	4,800円
名古屋・豊田発着　岡崎・島田金谷周遊	3,200円	4,000円
発着なし　静岡全域周遊	4,000円	5,100円
発着なし　静岡・御殿場周遊	2,100円	2,700円
発着なし　清水・掛川周遊	1,600円	2,100円
首都圏発着　愛知・静岡周遊	8,800円	11,000円
静岡・富士発着　静岡西部・愛知・岐阜周遊	6,300円	7,900円
中京圏発着　静岡・神奈川・東京周遊	8,300円	10,400円
静岡・富士発着　神奈川・東京周遊	4,100円	5,200円
首都圏（東名）発着　秦野・湘南周遊	1,700円	2,200円
首都圏（中央道）発着　秦野・湘南周遊	2,100円	2,700円